

令和 6 年 1 月 3 0 日
東北電力株式会社

東通原子力発電所の現在の状況について

1. 運転状況

- 平成 23 年 2 月 6 日より第 4 回定期事業者検査を実施中

2. 電気出力（令和 5 年 1 0 月～令和 5 年 1 2 月）

- 発電実績なし

3. その他

(1) 東通原子力発電所 1 号機における新規制基準適合性審査の状況について

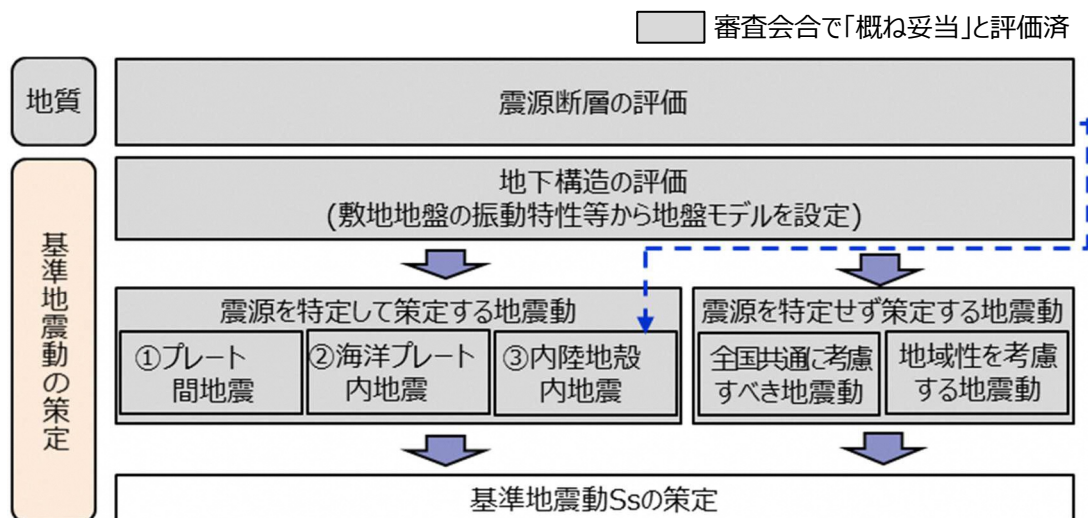
【全体として】

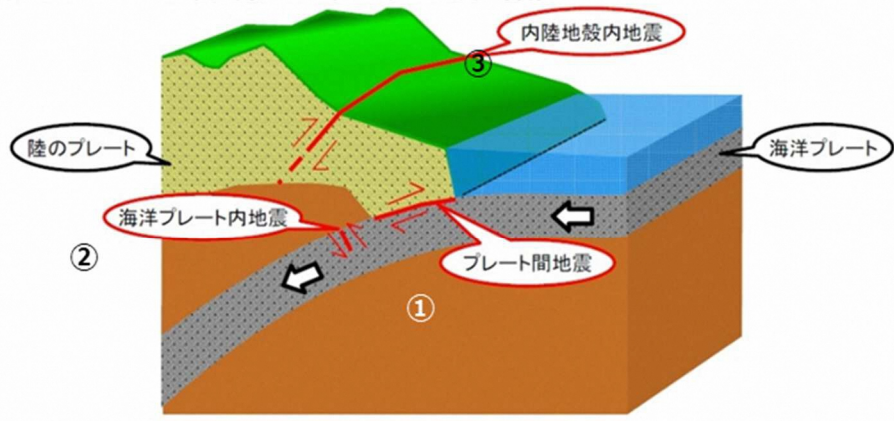
- 平成 26 年 6 月申請以降、継続的なヒアリングや審査会合において当社の申請内容を説明しています。

これまでに、発電所敷地内および敷地周辺の断層の活動性に係る当社の考え方や説明内容については、概ね妥当な検討がなされているとの評価を頂き、現在は主に基準地震動、基準津波について審査が行われております。

【基準地震動の審査】

- 基準地震動の審査については、令和 5 年 1 2 月 2 2 日の審査会合において、「震源を特定して策定する地震動」のうち「海洋プレート内地震」が、概ね妥当な検討がなされているとの評価を頂きました。
地震動の評価については、個別の地震動の審査は一通り終了となり、今後は、「基準地震動の策定」について説明を行う予定です。

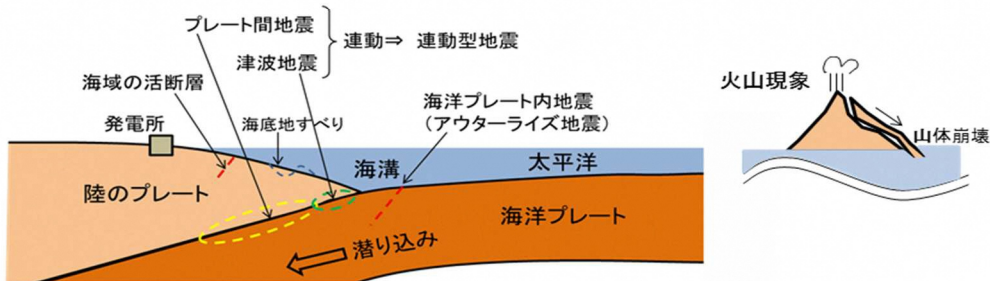
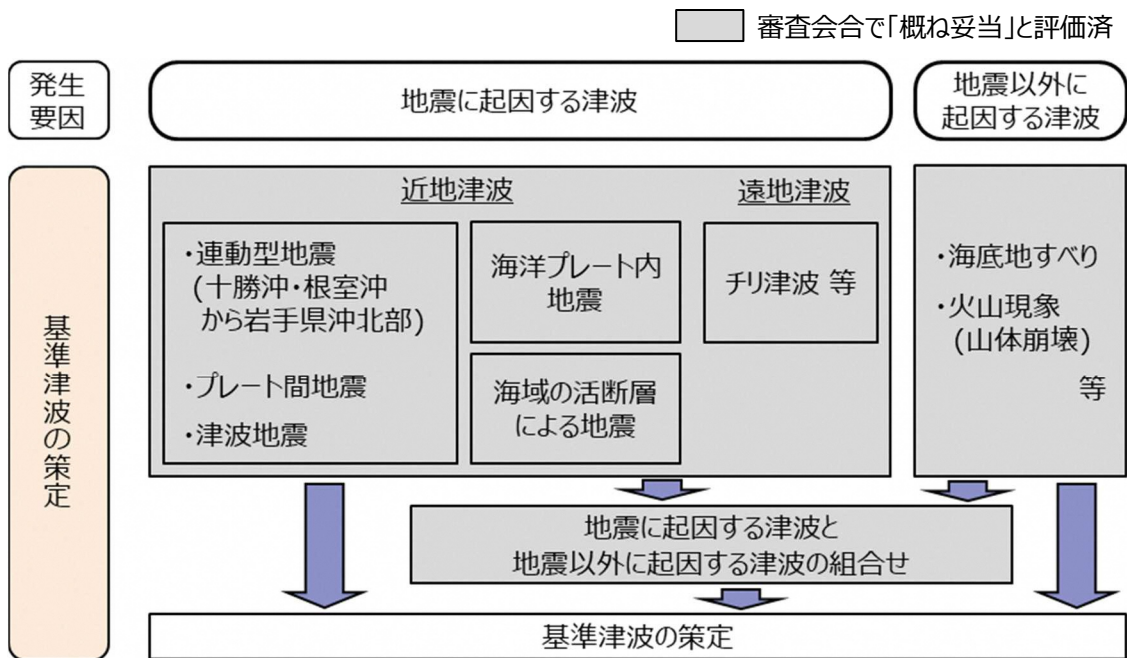




地震発生様式の模式図

【基準津波の審査】

- 基準津波の審査については、個別の津波の審査は一通り終了しており、今後は、「基準津波の策定」について説明を行う予定です。



【今後について】

- 今後も引き続き、基準地震動および基準津波の策定に向けた審査に対応してまいります。

(2) 東通原子力発電所敷地内における地質調査（その2）の実施について

- 当社は、東通原子力発電所の敷地内において、特定重大事故等対処施設^{※1}など、将来的な安全対策設備の配置計画の検討に必要な地質データを取得するため、令和4年4月から令和5年3月にかけて地質調査（以下、「前回調査」）を実施いたしました。
- このたび、さらなる地質データの取得を目的として、令和5年11月27日から地質調査（その2）を実施しております。
- 地質調査（その2）では、前回調査で得られた地質データを踏まえ、配置計画の最適化に向けて、調査範囲を広げて地質調査を実施してまいります。

※1：原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突等のテロリズムなどにより、炉心に著しい損傷が発生するおそれがある場合などにおいて、原子炉格納容器の破損を防ぎ、放射性物質の放出を抑制するため、遠隔で原子炉压力容器内の減圧や原子炉格納容器内の冷却等を行う施設。

(3) 「東通原子力発電所原子力事業者防災業務計画」の修正について

- 当社は、「原子力災害対策特別措置法」に基づき、青森県知事および東通村長との協議を経て、「東通原子力発電所原子力事業者防災業務計画」を修正し、令和5年11月30日に内閣総理大臣および原子力規制委員会に届出いたしました。
- 今回の主な修正点は二つあり、一つめは、発電所構内での原子力災害医療活動の充実化を図るため、「医療関連資機材」の一覧表および支援内容等を追加し、二つめは、原子力規制庁の要望を踏まえ、警戒事態等の発生時に用いる通報様式について、観測地震加速度（単位ガル）および「原子炉施設保安規定」で定める原子炉自動停止となる地震加速度の記載を追加したものです。

詳細については、当社ホームページから確認することができます。

(<http://www.tohoku-epco.co.jp>)

以上